

八千代市建設工事適正化指導要領 主な改正内容
(令和 7 年 4 月 1 日施行)

1 用語の定義の変更（第 2 条）について

- ①営業所技術者及び特定営業所技術者を追加する。
- ②特例監理技術者を削除し、連絡員を追加する。

(改正理由)

専任技術者は営業所ごとに専任で配置しなければならなかったが、一定の要件を満たせば現場専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者の職務を兼務できることとなり、その名称が営業所技術者又は特定営業所技術者とされたため。

また、特例監理技術者に関わる規定が削除され、新たに主任技術者又は監理技術者が専任を要する工事を兼務するための要件のひとつとして、当該建設工事に連絡員を置くこととされたため。

2 書面による請負契約の締結（第 3 条）について

別表第 1（8）を「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更」から「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め」に変更する。

(改正理由)

契約書記載内容が追加されたことに伴うもの。

3 主任技術者及び監理技術者の専任の合理化（第 6 条第 3 項）について

情報通信機器を活用する等一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を追加する。

(改正理由)

生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等一定の要件に合致する工事に関して、専任を要する工事での主任技術者及び監理技術者の兼任、又は営業所技術者等の兼任を可能とする制度が新設されたため。

4 元請業者の義務（第 7 条）について

注文者に請負契約を締結するまでに資材高騰等のおそれ情報も通知を義務付けるとともに、注文者は受注者から工期の変更又は請負代金額の変更の協議の申出を受け

た時は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことされたため。

(改正理由)

おそれ情報の通知と誠実協議の求めが定められたため。

5 建設工事の適正な施工の確保のための措置（第7条の2）【新設】について

特定建設業者に工事の施工に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(改正理由)

建設工事の適正な施工を確保するための必要な措置に関する規定が定められたため。

6 ICT機器を活用して行う施工体系図の掲示（第10条第6項）について

施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができるようにする。

(改正理由)

国土交通省通知により、要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができるようになったため。

7 雇用条件等の改善について

別表第3(16)に「建設労働者が有する知識、技能その他能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。」を新設し、(16)以下を1つずつ繰り下げる。

(改正理由)

労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務が定められたため。

8 様式の改正

- ①主任技術者等選任通知書（様式第8号）
- ②専任技術者一覧表（様式第8号別添）
- ③変更通知書（様式第10号）
- ④点検等報告書別添（様式第13号別添）
- ⑤工事現場状況等報告書別添（様式第15号別添）

(変更理由)

- ①及び③個人情報の削除，技術者及び金額要件の変更を行う。
- ②営業所技術者の専任要件が緩和されたため削除する。
- ④及び⑤ 技術者等の変更を行う。